

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	柳津町

柳津町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 柳津町地域振興課
所在地 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙 234 番地
電話番号 0241-42-2116
FAX番号 0241-42-3495
メールアドレス nourin-shinkou@town.yanaizu.fukushima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ ニホンジカ、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	柳津町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	野菜 トウモロコシ	18千円 3a
	カボチャ	15千円 1a
	小計	33千円 4a
ハクビシン	小計	0千円 0a
イノシシ	穀物類 水稲、ソバ	499千円 77a
	野菜 芋類、カボチャ	70千円 4a
	小計	569千円 81a
ニホンジカ	小計	0千円 0a
カワウ	淡水魚 アユ、ヤマメ イワナ、コイ ウグイ (ハヤ)	343千円 220kg
	小計	343千円 220kg
合計		945千円 85a 220kg

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>近年当町では多様な野生鳥獣が目撃され、被害を及ぼしている。 ツキノワグマでは、毎年6月から11月にかけて、町内全域で田畑等に農作物被害が発生している。特に、トウモロコシの収穫期である7月から8</p>

月の被害が大きい。農作物被害は、電気柵の普及により減少してきたが、過疎化した集落内に侵入した鳥獣による人身被害が懸念される。

ハクビシンについては、近年一部の地域で生息が確認されている。被害作物は主に自家消費目的で栽培しているトマトやイチゴなどであり、ハクビシンのために電気柵を設置する人は少ないため、作物被害軽減に繋がっていない。

イノシシについては、町内各地で多数確認されており、稲刈り直前の水田や畑へ侵入し、農作物への食害や畦畔の掘り起こし被害が年々拡大している。また、収穫後の掘り起こし被害も多数みられ、翌年の作付けに大きな影響を与えている。

ニホンジカについては、町内で多数目撃されており、近隣町村でも被害が増加傾向にあることから、今後注意を払う必要がある。

カワウについては、5月から11月にかけて、漁業協同組合で放流している稚魚等の食害はあるが、追い払いの実施により被害が減少傾向にある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
ツキノワグマ 農作物被害額 農作物被害面積	33 千円 4a	25 千円 3a
ハクビシン 農作物被害額 農作物被害面積	0 千円 0a	0 千円 0a
イノシシ 農作物被害額 農作物被害面積	569 千円 81a	533 千円 76a
ニホンジカ 農作物被害額 農作物被害面積	0 千円 0a	0 千円 0a
合計 農作物被害額 農作物被害面積	602 千円 85a	558 千円 79a
カワウ 水産物被害額 水産物被害量	346 千円 220kg	314 千円 200kg

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目

標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題																		
捕獲等に 関する 取組	<p>・柳津町鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲活動に取り組んできた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鳥獣の種類</th> <th>捕獲方法</th> <th>捕獲後の処理法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ツキノワグマ</td> <td>箱わな銃器</td> <td>埋設</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン</td> <td>箱わな</td> <td>放獣</td> </tr> <tr> <td>イノシシ</td> <td>箱わな くくりわな 銃器</td> <td>埋設</td> </tr> <tr> <td>ニホンジカ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>カワウ</td> <td>銃器</td> <td>埋設</td> </tr> </tbody> </table> <p>・柳津町鳥獣被害対策実施隊として、その技術の向上を目的として実射訓練を実施した。</p>	鳥獣の種類	捕獲方法	捕獲後の処理法	ツキノワグマ	箱わな銃器	埋設	ハクビシン	箱わな	放獣	イノシシ	箱わな くくりわな 銃器	埋設	ニホンジカ	—	—	カワウ	銃器	埋設	<p>・ツキノワグマの目撃情報が多くなり、箱わなによる捕獲も増加してきたが、効果的な捕獲には至っていない。</p> <p>・ハクビシンは、主に自家消費のための作物被害がある。箱わなによって少数だが捕獲されている。</p> <p>・イノシシの捕獲は、くくり罠による捕獲が増加してきたが、効果的な捕獲には至っていない。</p> <p>・ニホンジカは、目撃情報が増えてきているが、大きな被害は出ていない。しかし、今後被害が発生する可能性があるため、対策が必要である。</p> <p>・カワウについては、アユの放流時期を中心に、銃器による一斉捕獲を実施している。しかし、広域的に人員を確保・配置することが困難となっている。</p> <p>・実施隊の高齢化が顕著であり、銃器保持の負担も小さくないため、支援や新規狩猟者の確保・育成が必要である。</p>
鳥獣の種類	捕獲方法	捕獲後の処理法																		
ツキノワグマ	箱わな銃器	埋設																		
ハクビシン	箱わな	放獣																		
イノシシ	箱わな くくりわな 銃器	埋設																		
ニホンジカ	—	—																		
カワウ	銃器	埋設																		
防護柵の 設置 等に 関する 取組	<p>・地区を対象とし、鳥獣被害防止のために集落環境診断などの講習を開き、電気柵やメッシュ柵等の効果的な設置を指導した。</p> <p>・住民自ら行う対策に支援をした。(防除柵の設置、放任果樹伐採支援、忌避資材の貸出し、追払い花火の配布)</p> <p>・集落が主体となって行う対策に</p>	<p>・電気柵は普及し、特に地区で広範囲にわたる電気柵を設置する地区も出ている。一方で、設置しないまま農作物被害に悩まされ続ける住民もいる。総合的な対策が課題である</p> <p>・イノシシの出没を受け、町の忌避資材を活用する住民が増えた。その効果は、利用者によ</p>																		

支援をした。(防除柵の設置、追払い花火の配布。)	り様々であった。イノシシの生態をよく理解する必要がある。
--------------------------	------------------------------

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

野生鳥獣による農作物被害が増加傾向にある中、「鳥獣を捕獲しなければ被害の軽減はできない」という考えが町民の中には強く根付いている。

今後は、住民側に捕獲中心の被害対策には限界があることを理解してもらい、地域環境の点検、適切な侵入防止柵の設置、野生動物の生息環境管理を進め、自主防衛の総合的な取り組みを講じる。

住民自らが被害防止対策にあたり、自主防衛が出来ない場合は、必要に応じて鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施していく。

現在、会津地方で増加しているイノシシ、ニホンジカの個体数管理と野生動物による農作物被害対策を継続して進めるため、実施隊の育成と確保を行う。

また、イノシシの個体数調整については、有害鳥獣捕獲・狩猟により実施する。

他にも、ICT 機器を導入してわなの見回りの軽減など、実施隊の負担を少なくする方法も模索していく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町長は、本町に住所を有する狩猟免許所持者の中から、有害鳥獣捕獲隊員を任命して「有害鳥獣捕獲隊」を組織している。平成24年7月から当該捕獲隊員に、農林業関係者等を含めた「柳津町鳥獣被害対策実施隊」を編成した。

捕獲については、柳津町と当該実施隊が中心となり、捕獲時期、捕獲場所

等を協議して、実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、ニホンジカ捕獲用くくりわなの導入。 ・隊員のスキル向上のための実射訓練。 ・鳥獣を捕獲する人材への経費面での手厚い支援。 ・ICT 機器を活用し、捕獲の効率化を目指す。
	ハクビシン	
	イノシシ	
	ニホンジカ	
	カワウ	
6	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・隊員のスキル向上のための実射訓練・わな設置講習。 ・鳥獣を捕獲する人材への経費面での手厚い支援。 ・ICT 機器を活用し、捕獲の効率化を目指す。
	ハクビシン	
	イノシシ	
	ニホンジカ	
	カワウ	
7	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣を捕獲する人材への経費面での手厚い支援。 ・対象鳥獣についての対策の再検討。 ・ICT 機器を活用し、捕獲の効率化を目指す。
	ハクビシン	
	イノシシ	
	ニホンジカ	
	カワウ	

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① ツキノワグマは、福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画の基準に基づき捕獲を行う。
② ハクビシンは、福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画の基準に基づき捕獲を行う。
③ イノシシは、福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

- ④ ニホンジカは、福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。
- ⑤ カワウは、福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5 年度	6 年度	7 年度
ツキノワグマ	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。
ハクビシン	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
イノシシ	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。
ニホンジカ	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。
カワウ	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
対象鳥獣	取組内容
ツキノワグマ	捕獲手段：箱わな、銃器による捕獲とする。 捕獲予定箇所：柳津町全域。(被害が大きい地区を重点とし、必要最低限とする。)

	捕獲実施時期：6月下旬から11月中旬。
ハクビシン	捕獲手段：箱わなによる捕獲とする。 捕獲予定箇所：柳津町全域。（被害が大きい地区を重点とし、必要最低限とする。） 捕獲実施時期：5月中旬から9月中旬。
イノシン	捕獲手段：くくりわな、銃器による捕獲とする。 捕獲予定箇所：柳津町全域。（被害が大きい地区を重点とし、必要最低限とする。） 捕獲実施時期：6月下旬から3月中旬。 （狩猟期間における狩猟捕獲を含む。）
ニホンジカ	捕獲手段：くくりわな、銃器による捕獲とする。 捕獲予定箇所：柳津町全域。（被害が大きい地区を重点とし、必要最低限とする。） 捕獲実施時期：6月下旬から3月中旬。 （狩猟期間における狩猟捕獲を含む。）
カワウ	捕獲手段：銃器による捕獲とする。 捕獲予定箇所：滝谷川流域（柳津町大字湯八木沢、黒沢周辺） 捕獲実施時期：5月中旬から10月中旬。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第

4条第3項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵設置 (電気柵：10箇所)	侵入防止柵設置 (電気柵：10箇所)	侵入防止柵設置 (電気柵：10箇所)
	柳津町電気柵購入 事業補助金等による 支援	柳津町電気柵購入 事業補助金等による 支援	柳津町電気柵購入 事業補助金等による 支援

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン	地区住民による大規模電気柵の設置に向けた学習会等の実施を積極的に行う。また、ハクビシン等中型野生動物の被害対策としては、電気柵設置の上、網目の細かい柵の設置を推進していく。	大規模電気柵設置の実施・自主的に対策に取り組む地区の拡大を目指す。	大規模電気柵だけでなく、ワイヤーメッシュ柵も実施する地区の拡大を目指す。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ツキノワグマ	住民へ耕作放棄地や放任果樹など、手入れされていない土地等の管理・整備等の推進と啓発を行い、被害の未然防止を図る。
	ハクビシン	
	イノシシ	

	ニホンジカ	カワウ被害防除は、広域的な追払い活動の実施に努める。
	カワウ	
6	ツキノワグマ	<p>防護柵で防止しきれない周辺状況の検討を行い、緩衝帯の設置や放任果樹の伐採などを住民主体で実施できるよう、草刈機講習会やチェーンソー講習会等を開催し、技術の習得に向けた支援を行う。</p> <p>カワウについては、広域的な追払い活動を継続するとともに、さらに効果的な対策について地元漁業協同組合と検討する。</p>
	ハクビシン	
	イノシシ	
	ニホンジカ	
	カワウ	
7	ツキノワグマ	<p>周辺状況の検討を行い、緩衝帯の設置や放任果樹の伐採などを住民主体で実施できるような体制を整える。</p> <p>カワウについては、広域的な追払い活動を継続するとともに、協議内容を踏まえた効果的な対策を行う。</p>
	ハクビシン	
	イノシシ	
	ニホンジカ	
	カワウ	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

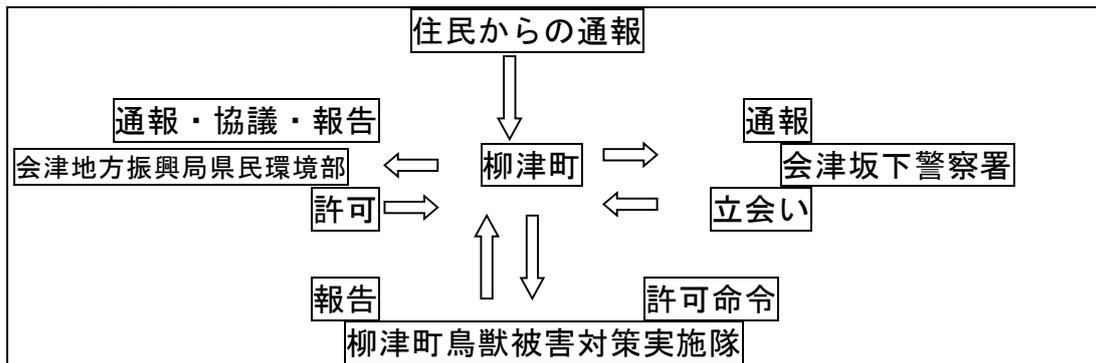
関係機関等の名称	役割
柳津町	・ 平時、緊急時における現場への出動や、情報収集及び各関係機関への連絡、調整等
福島県会津地方振興局	・ 状況把握と捕獲許可の検討等
会津坂下警察署	・ 緊急時の現場への出動及び発砲許可等
福島県猟友会両沼支部柳津分会 柳津町鳥獣被害対策実施隊	・ 平時、緊急時における現場への出動、対象鳥獣の追い払いや捕獲等

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	本町全域に、国からの出荷制限指示及び摂取制限指示が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難。
ペットフード	本町全域に、国からの出荷制限指示及び摂取制限指示が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	柳津町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
柳津町	・協議会事務局、協議会に関する連絡調整被害状況調査を行う。
柳津町鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲作業を行う。
福島県鳥獣保護管理員	・有害鳥獣関連の情報提供及び保護に関する助言、指導を行う。
福島県猟友会両沼支部柳津分会	・有害鳥獣関連の情報提供及び保護に関する助言、指導を行う。
会津若松地方森林組合	・林業被害の発生に応じ、地域における林業指導及び情報の提供等の助言を行う。
関東森林管理局会津森林管理署	・国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
会津よつば農業協同組合 みどり西部営農経済センター	・有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導を行う。
只見川漁業協同組合柳津支部	・内水面における有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県会津地方振興局 県民環境部	・有害鳥獣の捕獲許可及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 農業振興普及部	・有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 会津坂下農業普及所	・有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。

福島県会津農林事務所 森林林業部	・農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備手法について、助言及び指導を行う。
---------------------	--

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>・柳津町鳥獣被害対策実施隊は福島県猟友会両沼支部柳津分会員を中心に構成されているため、捕獲活動については狩猟免許を有する者を中心に行う。</p> <p>(実施隊：平成24年7月1日設置(令和4年度現在、柳津町猟友会員30名(うち町職員1名)で構成。)</p>
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。